使用開始日 2025年8月9日

投資信託説明書（交付目論見書）

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）
大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）
株式会社りそな銀行

■委託会社の照会先

ホームページ
https://www.daiwa-am.co.jp/

コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	海　外	債　券

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産（投資信託証券（債券　公債　高格付債））	年12回（毎月）	オセアニア	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類・属性区分の定義について
　くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔http://www.toushin.or.jp/〕をご参照下さい。

大和アセットマネジメントでは、毎月分配型のファンドを、次の方にふさわしい運用商品と考えています。

●年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。

●以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。

- ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。（複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。）
- 分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	414億24百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	32兆4,067億62百万円

（2025年5月末現在）

●本文書により行なう「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実（あんずみ））」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年8月8日に関東財務局長に提出しており、2025年8月9日にその届出の効力が生じています。

●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。

●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

● **オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等（※）に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。**

ファンドの特色



オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等（※）に投資します。

（※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。

◆**投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。**

例えば、オーストラリア国債（国債）、ニュージーランド国債（国債）、ニュー・サウス・ウェールズ財務公社債（州債）、国際復興開発銀行債［世界銀行債］（国際機関債）、ドイツ復興金融公庫債（政府機関債）などをいいます。

※上記は、あくまで例示であり、実際に投資するとは限りません。
※括弧内は、「運用実績」における「債券種別構成」での分類を記載しています。

◆**オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。**

当ファンドは、オーストラリア・ドル建資産の比率が、ニュージーランド・ドル建資産に比べ、大きくなる傾向があります。

◆**金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。**

「杏の実（あんずのみ）」とは？

◆**ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）**

❶ ❷ ❸ ❹ ❺

❶ハイグレード ⟶ 公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。
❷オセアニア ⟶ オーストラリア、ニュージーランドの通貨建て
❸ボンド ⟶ 英語で「債券」を意味します。
❹オープン ⟶ 「追加型」の投資信託です。
❺毎月分配型 ⟶ 毎月１回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

◆**愛称：杏の実（あんずのみ）**

❶ ❷

❶あんず ⟶ Australia（オーストラリア） New Zealand（ニュージーランド）

❷み ⟶ 毎月１回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます※。

※あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ファンドの目的・特色

2 公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上※とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
投資適格（高い）	Aaa	AAA	AAA
	Aa（Aa1 / Aa2 / Aa3）	AA（AA+ / AA / AA−）	AA（AA+ / AA / AA−） ※
	A	A	A
	Baa	BBB	BBB
	Ba	BB	BB
	B	B	B
	Caa	CCC	CCC
	Ca	CC	CC
	C	C	C
低い		D	D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチ・レーティングス（Fitch）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA−以上もしくはフィッチ・レーティングスでAA−以上

◆公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

■修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。

■修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

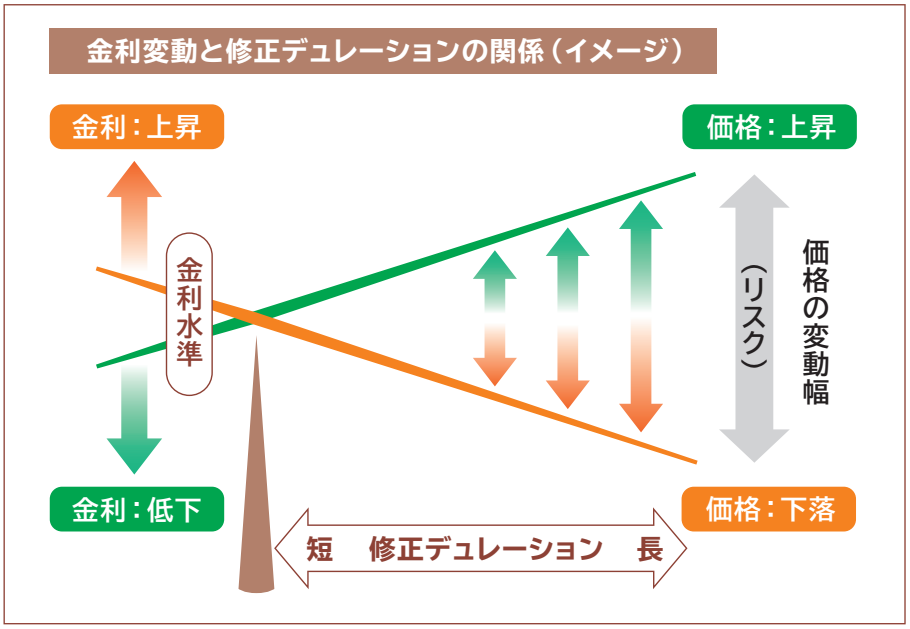

各国の国債利回り（残存期間5年程度の国債利回り）

（2025年5月末現在）

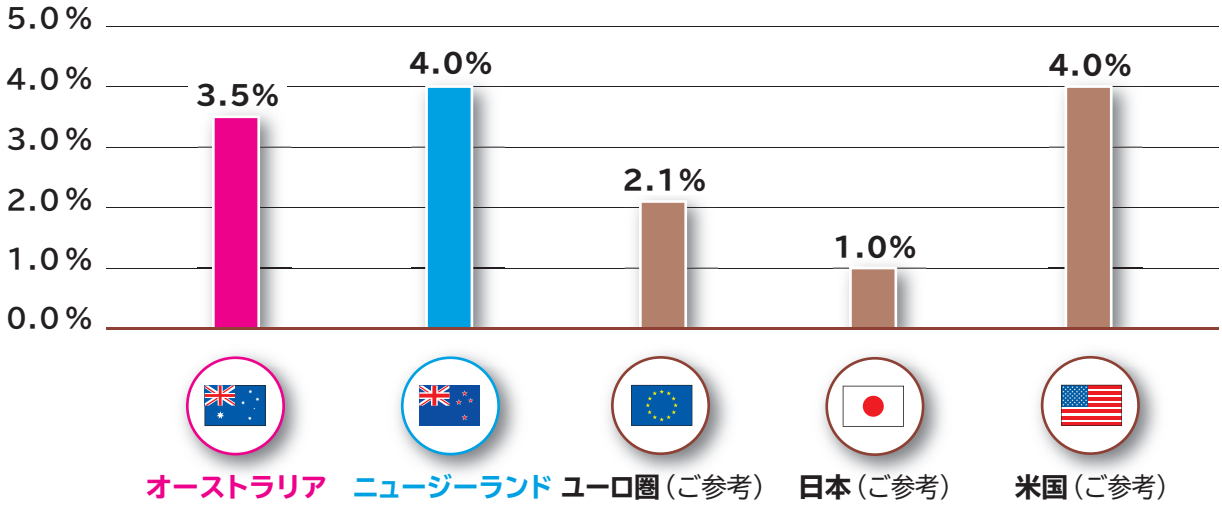

（出所）ブルームバーグ

※ユーロ圏（ユーロ）、日本（円）、米国（米ドル）は投資対象通貨ではありませんが、参考までに表示しています。
※外貨建資産には為替変動リスクがあります。表示の利回りは税引前です。
※5年国債で運用することを示唆するものではありません。
※当ファンドが上記の利回りで運用されることを示唆するものではありません。
※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※ユーロ圏はドイツ国債の利回りを使用しています。

オーストラリアの天然資源産出量世界順位とシェア

（2023年）

鉄鉱石		金		ボーキサイト（アルミニウムの原料）	
1位	オーストラリア（38%）	1位	中国	1位	ギニア
2位	ブラジル	2位	ロシア	2位	オーストラリア（24%）
3位	中国	3位	オーストラリア（9%）	3位	中国
3位	インド	4位	カナダ	4位	ブラジル
5位	ロシア	5位	米国	5位	インドネシア

（出所）USGS（米国内務省地質調査所）

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

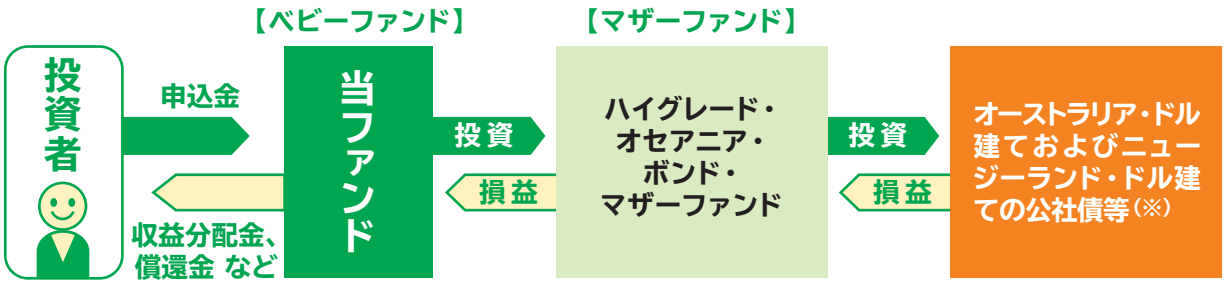

（※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。

ファンドの目的・特色

■為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
■マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

■大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

❶分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
❷原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

収益分配のイメージ

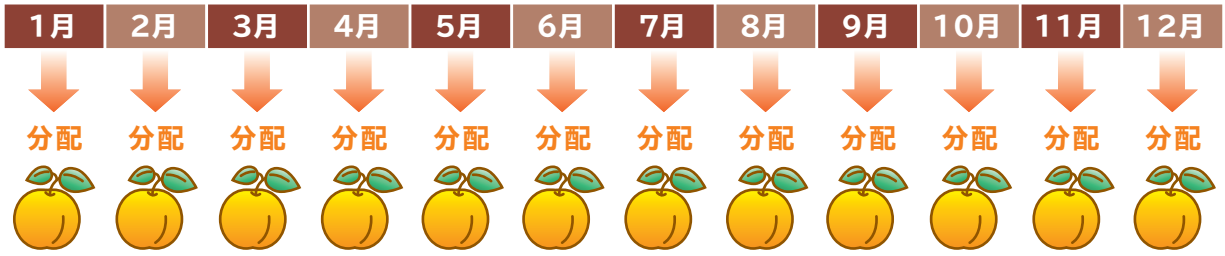

●上記はイメージ図であり、**将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。**
●分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。**分配金が支払われない場合もあります。**
●**ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。**

主な投資制限

●**マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。**
●**株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。**
●**外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。**

追加的記載事項

［収益分配金に関する留意事項］

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

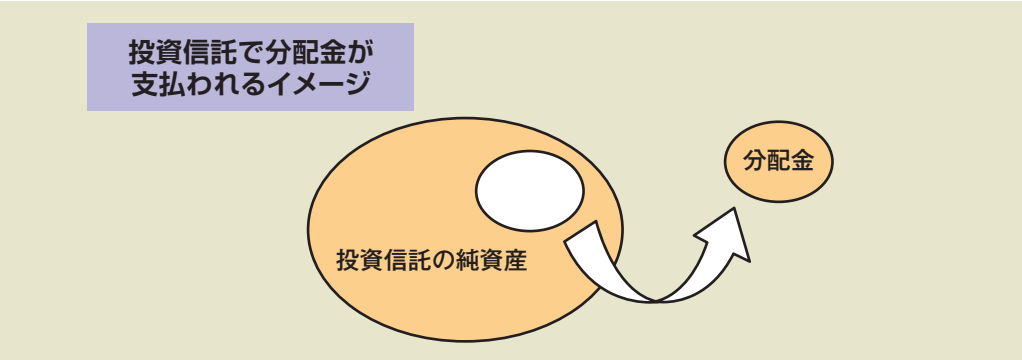

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

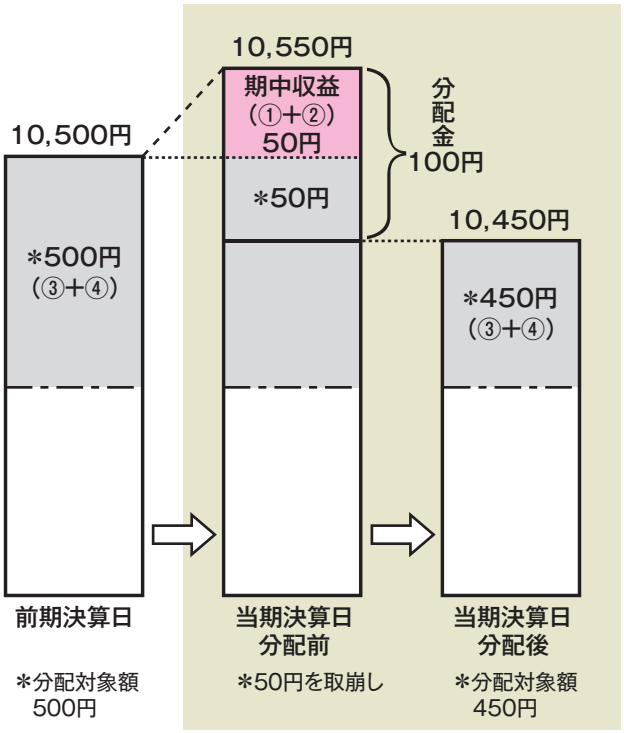

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

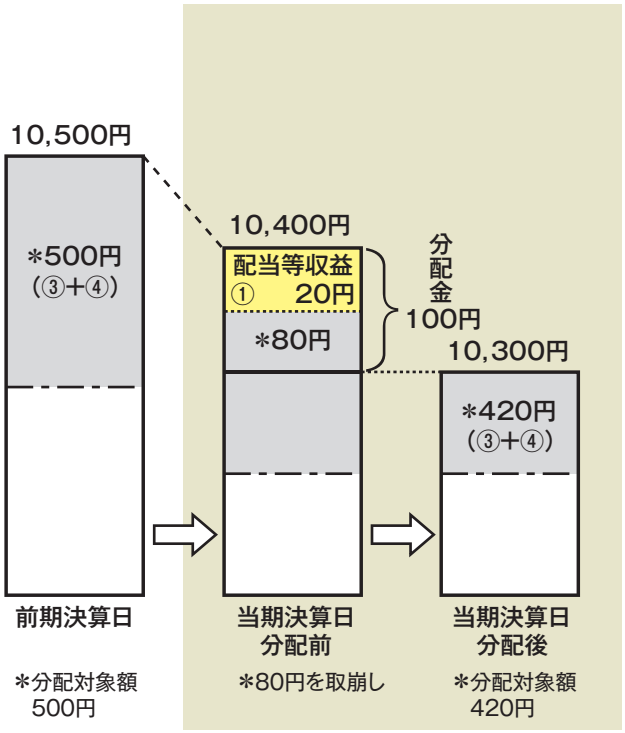

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（注）「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

基準価額の変動要因

◆当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

◆**投資信託は預貯金とは異なります。**

〈主な変動要因〉

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

◆委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

◆委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

◆取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

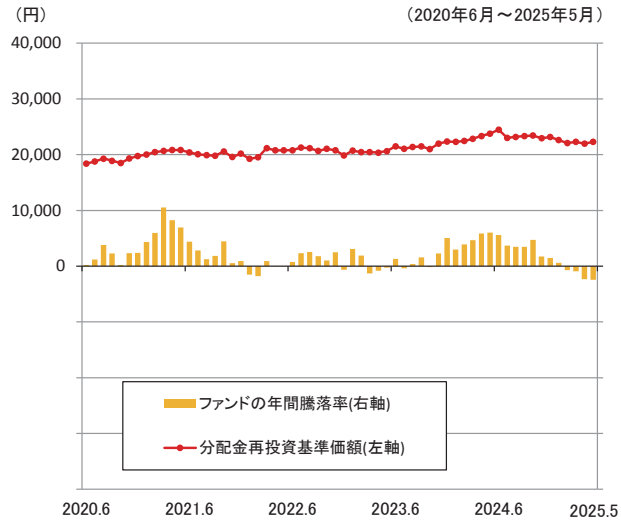

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

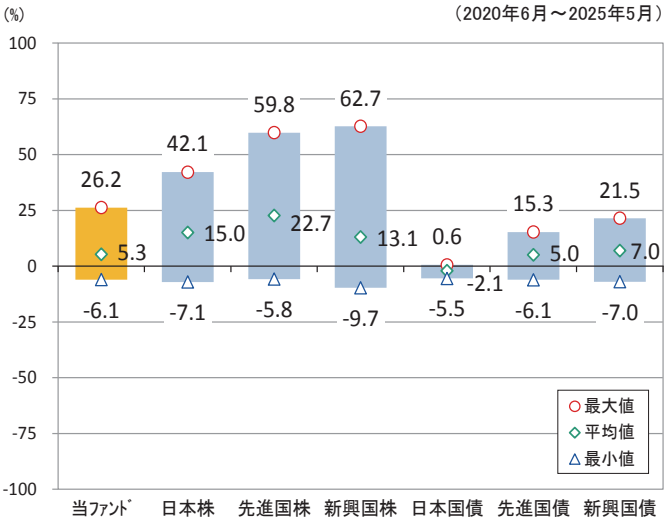

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

●ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

2025年5月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	5,132円
純資産総額	1,006億円

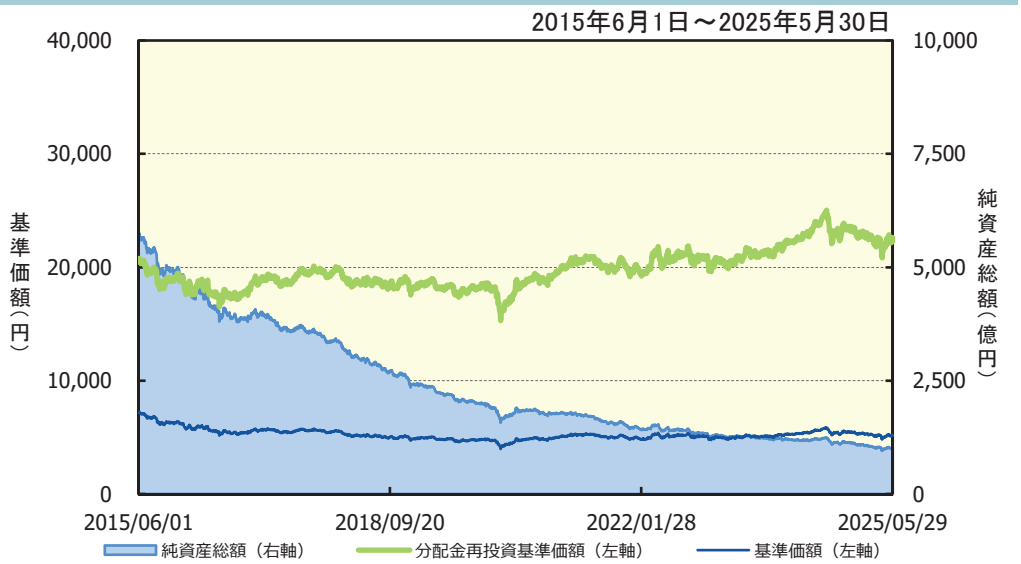

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.4%
3カ月間	1.0%
6カ月間	−2.8%
1年間	−6.1%
3年間	7.3%
5年間	25.8%
設定来	122.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　120円　　設定来分配金合計額：　11,105円

決算期	第252期 24年6月	第253期 24年7月	第254期 24年8月	第255期 24年9月	第256期 24年10月	第257期 24年11月	第258期 24年12月	第259期 25年1月	第260期 25年2月	第261期 25年3月	第262期 25年4月	第263期 25年5月
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率
外国債券	86	97.1%
コール・ローン、その他		2.9%
合計	86	100.0%

通貨別構成	比率
豪ドル	90.3%
ニュージーランド・ドル	8.8%
日本円	0.9%

債券ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	3.4
最終利回り(%)	4.2
修正デュレーション	4.2
残存年数	4.9

組入上位10銘柄	償還日	比率
QUEENSLAND TREASURY CORP.	2030/08/21	4.9%
ASIAN DEVELOPMENT BANK	2026/10/14	2.7%
AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF)	2035/12/21	2.7%
WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	2033/07/20	2.7%
Auckland Council	2026/03/09	2.3%
KOMMUNALBANKEN	2026/12/09	2.2%
AFRICAN DEVELOPMENT BK.	2026/12/16	2.2%
TREASURY CORP VICTORIA	2032/12/20	2.1%
AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF)	2034/05/21	2.1%
TREASURY CORP VICTORIA	2030/11/20	1.9%

債券種別構成	比率
州債等	53.0%
国際機関債	20.8%
政府機関債	14.3%
国債	8.9%
合計	97.1%

格付別構成	比率
AAA	60.6%
AA	39.4%
A	−
BBB	−
BB	−
合計	100.0%

合計	25.8%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

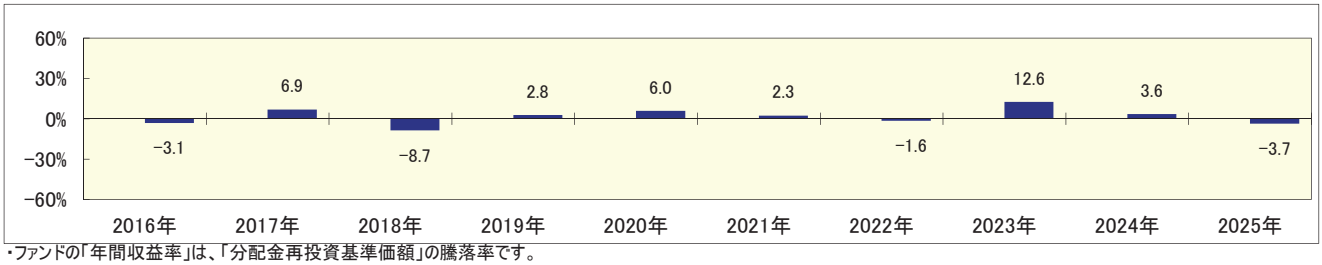

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2025年は5月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2025年8月9日から2026年2月10日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。
信託期間	無期限（2003年6月13日当初設定）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆5,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔https://www.daiwa-am.co.jp/〕に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の計算期末ならびに償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2025年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉2.2%（税抜2.0%）	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）		年率1.375% （税抜1.25%）	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
	委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<運用管理費用の配分>（税抜）（注1）	委託会社	販売会社*	受託会社
500億円未満の場合	販売会社および受託会社への配分を除いた額	年率0.70%	年率0.05%
500億円以上1,000億円未満の場合		年率0.75%	
1,000億円以上の場合		年率0.80%	

＊「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実（あんずみ））」および「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年2回決算型）（愛称：杏の実（あんずみ）（年2回決算型））」の各販売会社の取扱純資産総額の合計額に応じて

その他の費用・手数料	（注2）	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
（注2）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 および地方税	**配当所得として課税**（注） 普通分配金に対して20.315％
換金（解約）時 および償還時	所得税 および地方税	**譲渡所得として課税**（注） 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315％

（注）所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。
　なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2025年5月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

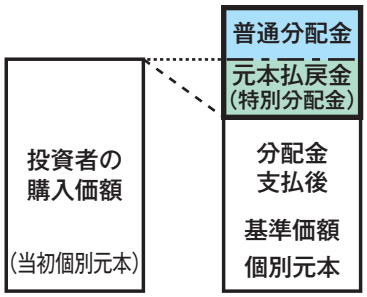

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

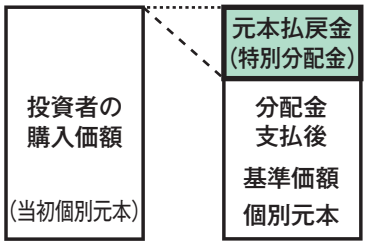

普　通　分　配　金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金） … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率（①＋②）	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）	1.40%	1.38%	0.02%

※対象期間は2024年11月16日～2025年5月15日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

Memo



大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management